

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（258）
2. 日時：令和3年11月1日 13時30分～17時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全規制調整官、天野安全管理調査官、忠内安全管理調査官、
江寿企画調査官、植木主任安全審査官、藤原主任安全審査官、
三浦主任安全審査官、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官、
伊藤安全審査官、服部安全審査専門職、谷口技術参与、杉原技術参与

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長、他3名

原子力本部 土木建築部 副部長、他19名※

5. 要旨

- (1) 東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の工事計画補正申請のうち、「波及的影響」、「地下水位低下設備」等について提出資料に基づき、説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

<屋外排水路の機能及び耐震性に係る説明方針について>

- 0. P. +14. 8m 盤の排水経路について、盛土及び旧表土の分布並びに地盤改良の範囲を明確にし、地震時における地盤の不陸の影響を踏まえても排水可能であることの根拠を整理して説明すること。
- 地下水位低下設備から汲み上げた地下水について、地表面を通じて敷地側集水ピットに到達可能であることを定量的に整理した上で、具体的に排水可能であることを説明すること。

<地震応答に影響を及ぼす不確かさ要因の整理>

- 不確かさ要因について、基本ケースとする事象と不確かさケースとする事象とを整理した上で、影響の程度に応じて添付書類に記載するという考え方を踏まえ、影響の検討資料の位置付けを整理して説明すること。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年10月6日第36回原子力規制委員会配付資料1）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表（地盤支持性能）（O2-他-F-19-0001__改27）
- (2) VI-2-13-4 地下水位低下設備揚水井戸の耐震性についての計算書（O2-工-B-19-0072__改4）
- (3) 補足-600-25-2 地下水位低下設備の耐震性に係る補足説明資料（O2-補-E-19-0600-25-2__改10）
- (4) 女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表（耐震基本方針）（O2-他-F-19-0004__改52）
- (5) VI-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針（O2-工-B-19-0012__改5）（令和3年10月18日提出資料）
- (6) VI-2-12-1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果（O2-工-B-19-0124__改8）
- (7) 補足-600-5 水平2方向及び鉛直方向の適切な組合せに関する検討について（O2-補-E-19-0600-5__改9）
- (8) 女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表（健全性）（O2-他-F-01-0042__改4）
- (9) 補足-200-15 核物質防護設備の安全施設及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について（O2-補-E-01-0200-15__改3）
- (10) 先行審査プラントの記載との比較表（補足-200 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書に係る補足説明資料）（O2-補-E-01-0008__改3）
- (11) 防護設備による波及的影響評価に係る現地調査について（O2-他-F-24-0027__改1）
- (12) 補足-600-4 下位クラス施設の波及的影響の検討について（O2-補-E-19-0600-4__改9）
- (13) VI-2-1-1 耐震設計の基本方針（O2-工-B-19-0003__改6）
- (14) 補足-600-43 地震応答に影響を及ぼす不確かさ要因の整理（O2-補-E-19-0600-43__改0）
- (15) 補足-620-3 原子炉建屋の地震応答計算書に関する補足説明資料（O2-補-E-19-0620-3__改13）
- (16) 屋外排水路の機能及び耐震性に係る説明方針について（O2-他-F-24-0024__改3）

以上